

## ジョブ・カードの見直しに関する中間とりまとめ

## 1 ジョブ・カードを取巻く状況

○近年、急速に技術革新、顧客ニーズの変化等が進展している。

このような中、労働者に求められる職業能力も変化するとともに、労働者が蓄積した技能等も陳腐化しやすくなっており、個々の労働者の置かれた状況に応じた職業能力開発が一層重要となっている。

また、経済のグローバル化による競争の激化や少子高齢化が進展し就業者数の減少が進行する見込みの中、「人材力強化」の必要性も高まっている。

さらに、産業構造、職業構造の変化等も進んでおり、個人のキャリアアップや必要な分野へのキャリアチェンジ、円滑な就職の支援等も一層必要な状況にある。

また、若年層を中心にした非正規雇用労働者、高齢者、女性等の多様な人材が、その希望等に応じて雇用機会を得ることも重要な課題となっている。

○これらの個々の労働者の状況に応じた職業能力開発、キャリアアップ、多様な人材の希望に応じた、必要な分野への円滑な就職等を実現するためには、個人主導のキャリア形成、職業人生を通じた職業能力開発とともに、職業能力の「ものさし」の整備による能力の適正な評価、職業能力の「見える化」を図ることなどが重要である。

○このような中、産業競争力会議「雇用・人材分科会」中間整理(平成25年12月)において、ジョブ・カードを「キャリア・パスポート(仮称)」として学生段階から職業生活を通じて活用できるものとするなど、見直しが求められたところである。

また、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)においても、ジョブ・カードについて「学生段階から職業生活を通じて活用し、自身の職務や実績・経験、能力等の明確化を図ることが出来る「キャリア・パスポート(仮称)」として広く利用されるものとなるよう、今年度中に、仕様も含め、コンセプトを抜本的に見直す。」などと

されたところである。

## 2 ジョブ・カードの主な課題等

### (1) 現行のジョブ・カードの目的・構成

○ジョブ・カードは、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング、実践的な職業訓練の受講、就職活動等における応募書類としての活用により、求職者と求人企業とのマッチングや実践的な職業能力の習得を促進し、安定的な雇用への移行等を促進することを目的としてきており、履歴シート、職務経歴シート、キャリア形成上の課題等を記載するキャリアシート、職業能力評価基準等を踏まえた評価シート等から構成されている。

### (2) ジョブ・カードの主な課題

○ジョブ・カード制度は、平成 20 年に、主に「職業能力の形成機会に恵まれない人」に対する支援策として創設されたが、その後、新「全国推進基本計画」(平成 23 年)において、今後、ジョブ・カード制度を、キャリア・コンサルティング等による職業能力証明のツールとして、職業能力形成の機会に恵まれない者に限らず、広く求職者・在職者・学生等を対象として普及を図ることとし、ジョブ・カード取得者数を平成 24 年度までの 5 年間で 100 万人、平成 32 年までに 300 万人に到達させることを目標とした。

○ジョブ・カードは、これまで、職業訓練受講者を中心に、平成 25 年度末までには 100 万人を超える者に交付され、訓練効果の向上等に寄与しているが、平成 24 年度末まででは 87 万人と目標到達が遅れ、また、広く求職者・在職者・学生等に普及していない状況にある。

○この背景には、

ア ジョブ・カードは、求職・求人時において、職業能力評価情報と併せて、外部に出しにくいキャリア形成上の課題等の情報、JIS 規格の履歴書とは異なる様式による情報など、各シートを分離せず、まとめて提出することを求めていること

イ ジョブ・カードの様式は主に求職者、職業訓練受講者向けであ

リ、必ずしも、在職労働者のキャリア形成などのための様式となっていないこと

ウ ジョブ・カードの様式が複雑であり、また、記載・作成に時間を要すること

エ ジョブ・カードの交付を担う登録キャリア・コンサルタントの育成・確保が十分でないこと

オ 職業訓練以外でのジョブ・カード活用のインセンティブが十分でないこと

カ ジョブ・カードの周知広報が十分でないこと

などがあると考えられる。

### 3 ジョブ・カードの見直しに当たってのコンセプト

○このような状況を踏まえて、以下のコンセプトにより、ジョブ・カードを見直すことが必要である。

(1) 個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進するため、ジョブ・カードが、下記の「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールであることを明確にし、キャリア・コンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において、一層活用されるよう、活用方法、様式等を見直すべきである。

#### ア 生涯を通じたキャリア・プランニング

キャリア・コンサルタント(「ジョブ・カードを見直したもの(以下「新ジョブ・カード」と略す。))」の活用に係る知識を備えている者に限る。以下同じ。)等の支援の前提となる個人の履歴や、支援を通じた職業経験の棚卸し、職業生活設計等の情報を蓄積し、訓練の受講、キャリア選択等の生涯のキャリア形成の場面において活用する「生涯を通じたキャリア・プランニング」のツール

#### イ 職業能力証明

免許・資格、教育・訓練歴、職務経験、教育・訓練成果の評価、職場での仕事振りの評価に関する職業能力関係情報を蓄積し、場面・用

途等に応じて情報を抽出・編集し、求職の際の応募書類、キャリア・コンサルティングの際の資料等として活用する、職業能力を見える化した「職業能力証明」のツール

なお、「職業能力証明」のツールとしては、雇用型訓練等の職業能力形成プログラム以外の教育・訓練の成果の評価、職場での仕事振りの評価も追加するなど、より広範な職業能力関係情報を対象とすること、「生涯を通じたキャリア・プランニング」のツールとしては、訓練受講などの特定の場面に限定せず生涯を通じ活用可能なものとする、蓄積するキャリア関係情報を原則、個人の内部情報として取扱うことなどにより、より効果的に活用することが期待できる。

また、上記の 2 つの機能のツールは、「生涯を通じたキャリア・プランニング」の機能を活用して、職業経験の棚卸し、職業生活設計等を行い、その結果、訓練の受講、「職業能力証明」の機能を活用して求職時の応募に活用するなど、両機能を密接に関連づけて効果的に活用することが重要である。

(2) 新ジョブ・カードでは、職業訓練受講者、求職者のみならず、在職労働者を含む各層の個人が、入職段階から職業生活を通じて、職業経験の棚卸し、職業能力の評価などの関係情報を、より簡素化した様式ごとに独立させて蓄積・保存し、自ら抽出・編集して活用する。

このため、当該情報を、原則、電子化し蓄積するとともに、労働者も容易に活用できる様式等とすることが必要である。

(3) ジョブ・カードは、登録キャリア・コンサルタントが交付するとされていたが、見直し後は、キャリア関係情報、職業能力評価関係情報等を様式ごとに独立させて作成することから、本人、キャリア・コンサルタント、能力評価者等が、それぞれ関係情報を、個人の了解の下で記載することとする。

(4) 上記の 2 つの機能を備えたツールとして効果的に活用されるためには、入職段階から職業生活を通じて、これらのいわばプラット

フォームとして、キャリア・コンサルタントによるキャリア・コンサルティング、企業担当者による相談などの個人への相談支援の充実が重要である。

#### 4 主な活用方法等

##### (1) 在職労働者を含めた職業生涯を通じた活用

###### ア ポートフォリオ型のキャリアプランニングでの活用

○キャリアプランニングのためのツールとして、個人の履歴や、キャリア・コンサルタント等の支援を通じた職業経験の棚卸し、職業生活設計等の情報を、「新ジョブ・カード」に蓄積するとともに、その後のキャリア・コンサルティング等の際には、蓄積した過去の情報を抽出し活用する。(3(1)のアのツール)

○「新ジョブ・カード」では、こうした「ポートフォリオ型のキャリアガイダンス\*」の機能とともに、職業情報、スキルチェックなどと連動させ、在職労働者自らが、随時、関係情報を参照し、自らのキャリアの振り返り、検討を行うツールとしての機能も重要である。

\*ポートフォリオ型のキャリアガイダンスとは、キャリア・コンサルティング等の支援履歴、教育訓練等のキャリアに関する一個人の多様な情報を、ひとまとめにして、キャリア・コンサルティング等において、継続的・一元的に活用する手法。

##### イ 在職労働者の実務経験を通じ発揮される職業能力の評価での活用

○雇用型訓練等の受講生のみならず、在職労働者の実務経験を通じ発揮される職業能力を職業能力評価基準に則した「評価シート」を活用して評価し、キャリア形成の促進、職業能力の見える化の促進を図る。

こうした「評価シート」を活用した在職労働者の評価に当たっては、中小企業等を重点に、必要に応じて、具体的な実施方法に係る技術的指導・援助を行うことも重要である。(3(1)のイのツール)

##### ウ 「業界検定」等に係る活用

○別途検討が進められている、業界共通の職業能力の「ものさし」としての「業界検定」をはじめとする検定・資格等の成果を、個人の

キャリアプランとの関わりで記載するとともに、「業界検定」に関わる具体的な評価手法の1つとしても活用できるよう、「新ジョブ・カード」を職務経歴や職務を通じた働きぶりの評価を盛り込んだものにする。(3(1)のイのツール)

## エ 公的な自己啓発支援における活用

○中長期的なキャリア形成支援を目的に拡充された教育訓練給付の対象となる専門実践教育訓練において、当該訓練の受講が今後の職務に活かせるものとなるよう、原則として、当該訓練の受講前に、「新ジョブ・カード」を活用したキャリア・コンサルティングを受けるなど、公的な枠組みで自己啓発支援を行う際に活用する。

(3(1)のアのツール)

## オ 離職予定者を対象とした活用

○ミッドキャリアで離職することとなった在職労働者などの離職の際に、「新ジョブ・カード」を作成、活用し、円滑なキャリアチェンジを図ることが重要である。(3(1)のア及びイのツール)

○このため、①「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、離職予定の中高年齢労働者(45歳以上65歳未満)に事業主が交付する職務経歴、技能、資格等に関する書面を、「新ジョブ・カード」の情報を活用して作成すること、②45歳未満などの上記規定に該当しない離職予定者に対しても積極的に同様の書面を作成・交付すること、③上記を円滑に実施するとともにキャリアプランニングのツールとして活用するため、個人が業績、実務経験等の職務経歴関係情報を日頃から積極的に蓄積することなどの促進が重要である。

また、派遣労働者、フリーター等の非正規雇用労働者の正社員化等の促進のため、これらの者の離職時の「新ジョブ・カード」の活用の促進を図ることが重要である。

## カ 中小企業等の職業生活設計に即した取組への相談・援助

○在職労働者の職業生活設計に即した職業能力開発の促進のため

めには、事業主によるキャリア・コンサルティングの機会の提供、職業訓練、実務経験等への配慮等が重要であり、中小企業等を中心に、必要に応じて、「新ジョブ・カード」の活用を含む、これらの具体的な取組に関する相談・援助を行うことも重要である。

## (2) 求職者に特化した活用

### ア 活用の基本的考え方

○ジョブ・カードは、求職・求人時に、外部に出しにくいキャリア関係情報、JIS 規格の履歴書とは異なる様式の情報等をまとめて活用することを求めていること、企業は、採用の際に、必ずしも、職業能力を重視していないことなどから活用が低調であると考えられる。

○また、キャリア・コンサルティングを通じて記載されるキャリア関係情報は、原則、個人の内部情報として活用し、求職活動等では、求職者自らが当該情報を選択して活用する仕組みとすることが必要である。

○このため、求職活動等においては、「新ジョブ・カード」の電子化した情報から、個人自らが選択して必要な情報を抽出し、編集した JIS 規格等の履歴書に、必要な職業能力関係情報(免許・資格、教育・訓練歴、職務経験、訓練成果の評価、職場での仕事振りの評価)を追加・添付し、求人企業等に応募書類として提出するなどにより活用する。(3(1)のイのツール)

○また、採用選考及び就職活動時において、具体的な職業能力関連情報が盛り込まれた「新ジョブ・カード」を積極的に活用するよう、企業等に対して要請・周知し理解を求めるとともに、これらについて、社会的な理解の促進を図ることが重要である。

○さらに、就職活動時に、フリーター歴の長い者、高齢者、出産、育児等で離職した女性等が、職業能力関係情報を添付し応募することが有効な場合もあり、これらの者の活用の促進も重要である。

○なお、4(1)イ「在職労働者の実務経験を通じて発揮される職業

能力の評価での活用」、4(1)ウ「業界検定等に係る活用」等により職業能力関係情報の作成を促進するとともに、4(1)オ「離職予定者を対象にした活用」による情報の求職時の活用も重要である。

## イ 公共職業安定所における求職者を対象とした活用

○公共職業安定所において、まとまった時間をかけて、職業相談・紹介を行う際には、生涯のキャリアプランニングのツールとして、その結果等を、積極的に、「新ジョブ・カード」に記載するなどにより活用する。(3(1)のアのツール)

その際には、公共職業安定所の担当者に対する活用技法に係る研修、マニュアルの整備等を行うことが重要である。

## (3)教育訓練の場面に特化した活用

### ア 活用の基本的考え方

○教育訓練受講前のキャリア・コンサルティングは、教育訓練受講者の職業生活設計、ひいては、訓練受講の必要性をより明確にすること、教育訓練中、教育訓練後のキャリア・コンサルティングは、また、教育訓練受講者の職業意識の向上、訓練効果の向上、円滑な就職等を促進すること等の効果が期待できる。

○また、職業能力評価基準に則した「評価シート」を活用した雇用型訓練等の教育訓練の成果の評価は、「業界共通のものさし」による職業能力の見える化等の観点から有益である。

○このため、非正規雇用労働者等を対象にした雇用型訓練、求職者支援訓練、公共職業訓練(離職者訓練・学卒者訓練)の受講生を対象に、「新ジョブ・カード」を活用したキャリア・コンサルティング、職業訓練の成果の評価を実施する。

また、上記のジョブ・カードを活用するとされている職業能力形成プログラム以外の教育訓練についても、「新ジョブ・カード」を活用したキャリア・コンサルティング、教育訓練の成果の評価の実施を促進する。(3(1)のア及びイのツール)



○その際には、引き続き、中小企業が中心である雇用型訓練実施企業に対して、「新ジョブ・カード」を活用した訓練の評価、訓練計画、キャリア・コンサルティング等に関する指導・援助を行うことも重要である。

○また、公共職業訓練(離職者訓練)への受講指示にあたっては、訓練受講の必要性をより明確にするために、「新ジョブ・カード」を活用したキャリア・コンサルティングを実施することが有効であり、キャリア・コンサルティングの実施体制の充実・強化を図ることが重要である。

○さらに、公共職業訓練(離職者訓練・学卒者訓練)、求職者支援訓練の受講者に対して、「新ジョブ・カード」を活用したキャリア・コンサルティング及び訓練成果の評価を着実に行うことが必要であり、都道府県等におけるキャリア・コンサルタントの確保等による体制の整備を図ることが重要である。

#### (4)学生を対象とした活用

○関係各省庁が連携して、学生の就職活動・企業の採用選考活動、キャリア教育プログラムの実施等の際に「新ジョブ・カード」が利用されるよう、理解の促進・周知を図ることが重要である。(3(1)のイのツール)

○また、インターンシップ、キャリア教育プログラム等の参加・受講歴及びその評価を、「新ジョブ・カード」に記載して、学生が就職活動時に活用できるようにすることが重要である。

○さらに、「新ジョブ・カード」を、学生のキャリア・プランニングのツールとして、キャリア教育等の観点から活用することも重要である。(3(1)のアのツール)

#### (5)周知広報及び活用のインセンティブ

○ジョブ・カードの利点等も含めた周知広報が十分でなく、また、職業能力形成プログラム以外の活用場面におけるインセンティブ

が十分でないことから、広報周知の強化とともに、能力開発関係の助成金における「新ジョブ・カード」の活用のインセンティブの付与が重要である。

## 5 その他

### (1)登録キャリア・コンサルタント

○現行のジョブ・カードの交付を担う登録キャリア・コンサルタントの多くは、標準レベルのキャリア・コンサルタント(養成モデルカリキュラム(140 時間)を満たす養成講座の受講等を経てキャリア・コンサルタント能力評価試験に合格した者等)と同等以上のキャリア・コンサルティングのスキル、知識等を有していない状況にあり、フォローアップ講習、キャリア・コンサルタント資格の取得の勧奨等による資質の向上が重要である。

### (2)職業能力評価

○労働市場ニーズを踏まえつつ、職業能力評価基準等に基づく「評価シート」の対象分野の拡充を図ることが重要である。

また、業界共通の職業能力の「ものさし」として、サービス分野等を対象に「業界検定」の整備を図ることが重要である。

### (3)教育訓練の推進

○職業能力の形成機会に恵まれない求職者、非正規雇用労働者等への職業能力開発とともに、技術革新の進展等に対応した在職労働者等の職業能力開発の促進、産業構造、職業構造の変化等に対応した在職労働者等のキャリアアップへの支援等も必要な状況にある。

このため、引き続き、非正規雇用労働者等を対象にした雇用型訓練、求職者支援訓練、公共職業訓練(離職者訓練・学卒者訓練)等の職業能力形成プログラムの推進を図るとともに、在職労働者等のニーズに対応した教育訓練の推進も必要である。

# ジョブ・カードの見直し (案)

(参考1)

## 【背景】

技術革新の進展等に伴う労働者に求められる職業能力の変化、産業構造の変化等 → 個々の労働者の状況に応じた職業能力開発  
多様な人材の希望に応じた必要分野への円滑な就職の支援等の一層の充実が必要

職業人生を通じた個人主導のキャリア形成、職業能力の見える化するなどが重要

## 【目的】

実践的な職業能力の習得、求職・求人とのマッチングにより非正規雇用労働者等の安定的な雇用への移行など  
(ジョブ・カードは約108万人(平成20年度～)へ交付したが、大半は職業訓練の場面での活用(は低調))

## (現行)

## (見直し案)

### ◆ 生涯を通じたキャリア・プランニングのツールとしての活用

○キャリア・コンサルタントの支援の前提となる個人の履歴や、支援を通じた職業経験の棚卸し、職業生活設計等の情報を蓄積し、訓練の受講、キャリア選択等の生涯のキャリア形成の場面で活用する「生涯を通じたキャリア・プランニング」のツール

#### 【個人の職業生涯での各課題に応じたキャリア形成支援】



訓練等を通じた能力開発・評価

求職活動の際の応募書類としての活用

### ◆ 職業能力証明のツールとしての活用

○免許・資格、教育・訓練歴、訓練成果の評価、職場での仕事振りの評価、職務経験等の職業能力の諸情報を蓄積し、場面・用途等に応じ情報を抽出・編集し応募書類等として活用する職業能力の見える化する「職業能力証明」のツール

#### 【職業能力関連情報】

- 免許・資格
- 教育・訓練歴
- 職務経験
- 教育・訓練成果評価
- 職場での仕事振り評価

※キャリア・コンサルティングにより職務経験の明確化等を支援

各情報を踏まえた適性能力の総合評価

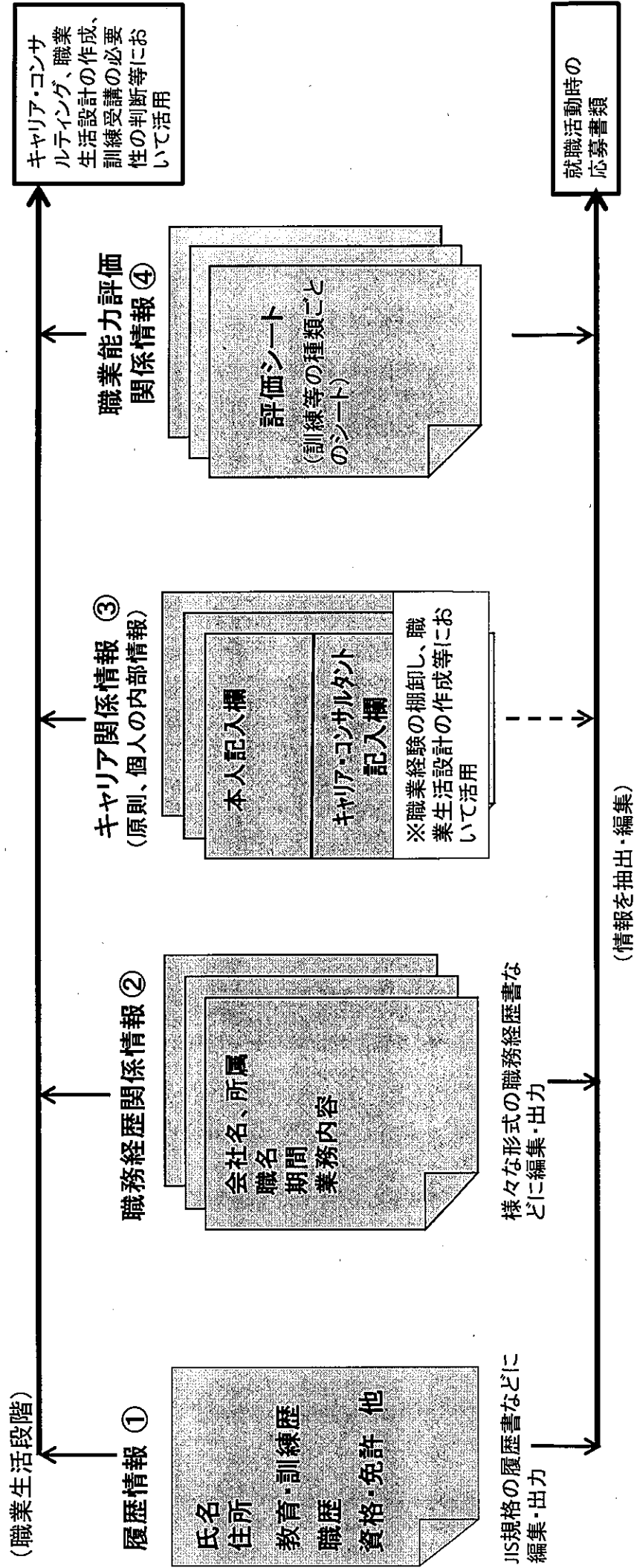
相談支援(キャリア・コンサルティング等)

**(上記ツールとして効果的に活用する上での現行ジョブ・カードの主な課題)**

- 1) ジョブ・カードは、求職・求人応募時において、職業能力評価関係情報と併せて、キャリア・コンサルタントが記載する外部に出しにくい個人のキャリア形成上の課題を含めた情報、JIS規格の履歴書とは異なる様式による履歴情報などの各シートを分離せず、まとめて活用することを求めていること。
- 2) ジョブ・カードの様式は主に求職者、職業訓練受講者向けであり、必ずしも在職労働者のための様式となっていないこと。

**(見直し後のデータ蓄積・様式の形態)案**

様式等は、①キャリア・コンサルタントが記載するキャリア関係情報を原則、個人用の内部情報と位置づけること、②在職労働者の活用も想定するなどの変更。  
 入職段階から職業生活を通じて、個人が各関係情報を、項目別に独立、電子化した形態で継続的に蓄積し、場面に応じて抽出・編集して活用(JIS規格の履歴書の様式にも編集可能など)。



## 現行のジョブ・カードと見直し案の比較

### (目的)

#### ◆現行：

求職者と求人企業とのマッチングや実践的な職業能力の習得により、安定的な雇用への移行を目的としているが、活用の大部分は実践的な職業能力の習得のための訓練の場面であり、求職者と求人企業とのマッチングの場面での活用は低調

#### ◆見直し案：

技術革新、産業構造の変化等に伴う、個人のキャリア・アップ、必要な分野への円滑な就職等のため、個人への相談支援をプラットフォームに、  
①キャリア・コンサルタントの支援の前提となる個人の履歴や、支援を通じた職業経験の棚卸し、職業生活設計等の情報を蓄積し、訓練の受講、キャリア選択等のキャリア形成の場面において活用する「生涯を通じたキャリア・プランニングのツール」  
②免許・資格、教育・訓練歴、訓練成果の評価、職場での仕事振りの評価、職務経験に関する職業能力関係情報を蓄積し、場面・用途等に応じ情報を抽出・編集し応募書類等として活用する「職業能力証明のツール」  
として、求職活動、職業能力開発の各場面で活用すること

### (対象)

#### ◆現行：主に職業訓練受講者が活用

#### ◆見直し案：

職業訓練受講者のみならず、在職労働者、一般求職者等が職業生活を通じて継続して活用

## (使用形態)

### ◆ 現行：

履歴情報（JIS規格の履歴書とは相違）、職務経歴情報、キャリア情報（外部に出しにくいキャリア形成上の課題等の情報を含む。）、能力評価情報の全てを、原則紙媒体にて、企業等に提出することを想定

### ◆ 見直し案：

- ① 入職段階から職業生活を通じて、履歴情報、職務経歴情報、キャリア関係情報、職業能力評価関係情報の各情報を、より簡素化した様式ごとに、独立させて、電子化し、個人が蓄積・保存
- ② キャリア・コンサルティング、就職活動などにおいて、個人が情報を抽出・編集（JIS規格の履歴書など）して活用
- ③ 様式は在職労働者の活用も想定すること、キャリア関係情報は、原則、個人が活用する情報とすることなど

## (主な活用場面)

- ◆ 現行：職業訓練の際のキャリア・コンサルティングの成果の記載、職業訓練の評価の記載、助成金の申請など（求職活動時の応募書類としての活用は低調）

◆見直し案：

- 上記の他、  
①在職労働者のキャリア・コンサルティングを通じた職務の棚卸し、職業生活設計の作成等の活用  
②在職労働者の実務経験での職務能力の評価（職場での仕事振りの評価）での活用  
③職業能力形成プログラム以外の教育訓練（インターンシップを含む）の成果の記載での活用  
④能力評価情報を中心とした求職活動時の応募書類の作成活用  
⑤離職予定の45歳未満の在職労働者等への求職活動支援書に準ずるものとしての活用などを追加

(活用促進策)

◆現行：

- ①雇用型訓練、中長期キャリア形成支援に関する助成金の要件  
②職業能力形成プログラムでの活用の義務化

◆見直し案：

- 上記のほか、  
①能力開発関係助成金での活用へのインセンティブの付与  
②在職労働者の活用のための相談・援助  
③キャリア・プランニングのツールの「公共職業安定所での活用の促進  
④離職予定の中高年齢労働者等への「求職活動支援書」及び準ずるものとしての活用指導